

事務連絡
平成28年6月20日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 監査指導室
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分の状況を確認するための調査を行ったところです。

これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応における留意事項

(1) 指導監査の強化

利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。

また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を周期的に実施すること。

(2) 悪質な事案への対応

虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。

(3) 組織的な不正行為への対応

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 36 条第 3 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 2 項において、過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することにより、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。

(4) 返還請求額の徴収

障害者総合支援法第 8 条第 3 項及び児童福祉法第 57 条の 2 第 6 項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分为例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などにおいては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。

2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項

(1) 本年 5 月 16 日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大宗を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも 2 年程度（新規開設時は 1 年程度）を目途として、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。

放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。

(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。